

信 通 放 第 5 3 3 号
平成20年12月12日

エルシーブイ株式会社
代表取締役社長 酒井 一夫 殿

信越総合通信局長
野津 正明

地上デジタルテレビジョン放送の区域外再送信について（警告）

貴社が行う有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送のうち、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、日本テレビ放送網株式会社及び株式会社フジテレビジョン（以下「放送事業者4社」という。）の地上デジタルテレビジョン放送の再送信に係るものについては、下記のとおり、法の規定に違反する行為等が行われていると認められるため、是正措置を講ずるよう、強く求める。

今後このような事態が再び生じることのないよう、下記是正措置を含む再発防止計画を1か月以内に、当該再発防止計画の実施状況を3か月以内に報告するとともに、貴社において公表されたい。

放送の公共性及び社会的責任にかんがみ、今般このような事態が生じていることは極めて遺憾であり、下記是正措置が講じられず、又は再発防止計画の内容やその実施が不十分であるために再びこのような事態が発生した場合には、法令に基づき厳正に対処する旨を警告する。

記

1. 有線テレビジョン放送施設について

- ① 貴社は、平成20年5月13日、放送事業者4社及び株式会社東京放送の地上デジタルテレビジョン放送を再送信するため、これらの放送を受信する受信空中線を長野県諏訪郡富士見町（以下「富士見町受信点」という。）に設置することを含む有線テレビジョン放送施設等の変更について許可を申請し、同月26日、法第7条第1項の規定による総務大臣の許可を受けたところである。
- ② しかしながら、今般、貴社が、平成15年11月から12月までの間に、東京都千

代田区（以下「東京受信点」という。）に地上デジタルテレビジョン放送を受信するための受信空中線その他放送の受信に必要な設備（以下「受信空中線等」という。）を設置し、平成20年6月24日からは、上記①の変更許可を受けた有線テレビジョン放送施設を利用せず、法第7条第1項の許可を受けずに東京受信点に設置した上記受信空中線等を利用して、放送事業者4社の地上デジタルテレビジョン放送を再送信していることが判明した。

- ③ この行為は、有線テレビジョン放送施設の変更には総務大臣の許可が必要と定める法第7条第1項の規定に違反するものであるため、視聴者への周知を図った上で、許可を受けずに東京受信点に設置した受信空中線等を利用した上記再送信を速やかに取り止めるよう、強く求める。
- ④ なお、貴社は、平成19年6月13日、法第13条第3項の規定に基づき、放送事業者4社の地上デジタルテレビジョン放送を含む放送の再送信について、総務大臣の裁定を申請したが、その際当局に提出された裁定申請書別紙8には、「デジタル放送波についても、アナログ放送波と同様に入笠山山麓で東京の地上デジタル放送を良好に受信できることを確認済み」との記載がある。この申請は平成20年4月8日に取り下げられているものの、裁定の可否を判断する際に重要な要素となる放送の受信状況について、裁定申請書の中で事実と異なる記載をしていたことは極めて悪質であり、厳重に注意する。

2. 再送信の同意について

- ① 貴社が地上デジタルテレビジョン放送の再送信について放送事業者4社から得た同意には、貴社が富士見町受信点に設置した受信空中線等を利用することを条件とし、又はそれを前提としているものがあるが、貴社が行っている再送信は、上記1のとおり、東京受信点に設置された受信空中線等を利用して、放送事業者4社の地上デジタルテレビジョン放送を再送信しているものであり、これらの再送信には、貴社と放送事業者4社との間で締結した地上デジタルテレビジョン放送の再送信に係る同意の条件等と一致していないものがあることが判明した。
- ② このような再送信を行うことは、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、再送信する際に、当該放送事業者の同意を必要と定める法第13条第2項の規定に違反するものであるため、適正化に向けた措置を速やかに講ずるよう、強く求める。